

物価高により厳しい状況にある令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみが課税される世帯への給付加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円のこども加算分を給付する。

価格高騰重点支援給付金給付事業

①

住民税非課税世帯

令和5年6月～実施

物価高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、価格高騰重点支援給付金を給付

1世帯あたり3万円

令和5年12月～実施

長期化する物価高騰により、経済的に大きな影響がある低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、価格高騰重点支援給付金を追加で給付

1世帯あたり7万円

②

住民税均等割課税世帯

令和6年2月～実施

住民税均等割のみが課税されている世帯(住民税均等割課税世帯)に対し、価格高騰重点支援給付金を給付

1世帯あたり10万円

価格高騰重点支援給付金給付事業（こども加算分）

価格高騰重点支援給付金給付事業(令和5年12月実施及び令和6年2月実施予定)に該当する令和5年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみが課税される世帯への給付加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人あたり5万円のこども加算分を給付する。

児童一人あたり5万円

《こども加算分》

基準日に加賀市に住民登録のある ① R5年度の住民税非課税世帯、② R5年度の住民税均等割のみ課税世帯の給付対象者と同一世帯となっている18歳以下の児童に加算分を給付

【基準日】 令和5年12月1日

【給付額】 児童1人あたり5万円

(支給について)

(1) 住民税非課税世帯と同一世帯の対象児童

2/20に受給対象の286世帯(対象児童476人)に対し支給済み。

(2) 住民税均等割のみ課税世帯の対象児童

※受給対象児童見込み302人の給付については、価格高騰重点支援給付金(住民税均等割のみの課税)の給付対象者と同一の児童を確認した後に速やかに給付する。